

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	島 善 高
論文題目	律令制から立憲制へ		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、幕末から明治前期に活躍した思想家・政治家・法制官僚を取り上げて、その思想と実践を考察するとともに、彼らが関与した各種文書の表現に着目し、その含意を考察することによって、近代日本がどのような経緯を経て「律令制から立憲制へ」と変貌を遂げたのかを史料に即して具体的に追求したものである。その際の検討に付されるのは、律令制の研究を基礎として幕末から明治期にわたる有為な人材の育成に努めた枝吉神陽、その遺志を実施に移そうとした副島種臣と江藤新平、その江藤の命を受けて渡仏し、明治憲法起草に中心的な役割を担った井上毅といった人物である。</p> <p>本論文全体は、その執筆意図を概観する序章と論文主題に即して詳しい論証を試みた七章とから構成されるが、内容的には、如上の具体的人物に即して検討する第一章から第四章まで（これを仮に「第一部」とする）と、具体的文書の法的意義を検討する第五章から第七章まで（これを同じく「第二部」と呼ぶ）の二部に大別される。</p> <p>第一部のうち、第一章「幕末に甦る律令——枝吉神陽伝」では、幕末の佐賀藩において、枝吉神陽が幕藩体制を改革して王政復古を実現するために古代律令制を研究し、副島種臣・江藤新平・大木喬任・大隈重信を始めとする少壮有為の人物を育て上げたことが、詳細なかたちで明らかにされる。そして、神陽にとっては、天皇を頂点とする律令制こそが本来の国家のありようであり、幕府や藩主による支配は異常な体制であったとされる。</p> <p>第二章「副島種臣と明治初期法制」では、神陽の実弟である副島種臣が、兄神陽の遺志を継ぎ、政体書・職員令・新律綱領などの制定に深く関わり、明治初年における律令制の復活に携わったことが、実証的に描かれる。その一方で、副島は、条約改正のため、新政府において一大法典を作り上げようと意気込み、アメリカ憲法に倣って三権分立制を導入しようとしたり、フランス刑法を模して裁判官に裁量の幅をもたせる刑法を作ろうとしたりしていたことも、合わせて明らかにされる。</p> <p>第三章「江藤新平の国法論」は、副島の後輩である江藤新平が、国法体系をどのように捉えていたのかを追求するものである。江藤も、条約改正のため、明治六年春までに三権分立制を確立し、国法・民法を制定しようとして、民法会議や国法会議などを開き、司法卿にもなって、律令に取って代わる新たな法典を作り上げようとしたことが明らかにされる。ただ、司法制度の確立には道筋をつけることができたものの、国法・民法の制定までには至らなかったが、その理由は、当時はまだ国法上、天皇をどう位置づけるかの合意が形成されてはいなかったからである、とされる。</p> <p>そして、第四章「井上毅のシラス論註解——帝国憲法第一条成立の沿革」では、江藤司法卿の命によってフランスに派遣された井上毅が、西洋立憲制を十分に咀嚼し、かつ副島・江藤・大木喬任等が唱導していた伝統的な国体論をも加味しつつ、憲法第一条を「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と纏め上げるに至った経緯が究明される。</p>			

第二部と呼ぶべき第五章ないし第七章は、考察の対象を人物又は思想から法文又は用語という客観的素材に移し、近代日本で頻繁に使用された「天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国皇帝（若しくは天皇）」というフレーズが、近代立憲制国家独特のフレーズであることを考証し、近代日本が西洋諸国と対等な外交を行うために、西洋と類似の文書様式を用いようとして案出されたものであることを明らかにする。と同時に、そこでは、「天佑」「万世一系」「天皇」「皇帝」といった用語が定着していく過程のいずれにおいても、実質的な憲法起草者である井上毅が深く関与しており、しかも絶えず古代律令の規定が顧慮されていたことが解明される。

すなわち、まず第五章「天佑とGottesgnadentum」では、西洋君主国から日本にもたらされた国書が、いずれも君主の名に「神の恩寵により」（by the grace of God, von Gottes Gnaden）との修飾語を加えていたため、日本でもこれに倣って、天皇の修飾語として「天佑ヲ保有シ」という語を案出するとともに、とりわけ日露戦争の頃から頻繁に使われるようになった経緯が解明される。

次に、第六章「『万世一系の天皇』について」では、「万世一系」という古くからありそうな表現が、実は明治時代になってからの産物であり、しかも外交文書で多用されるようになった事実が明らかにされる。それと同時に、本来、「皇統」を修飾すべき「万世一系」が、「天皇」を修飾する語として使われるようになり、その結果、「天皇」号にはペルソンとしての天皇以外に、イデーとしての天皇の意味も加わるようになったことが指摘される。

最後の第七章「天皇号と皇帝号」は、明治初年以來、諸外国との関係上、尊号使用につき紆余曲折があった経緯を明らかにするものである。すなわち、明治初年、政府は、皇帝号は中国で使用しているから、日本の君主は天皇若しくはスメラミコトと呼び、外国の君主には各国の称号をそのまま用いようとしたが、西洋諸国から皇帝号で統一をするように迫られ、また中国からは天皇号の使用に異議を唱えられたため、やむなく、外交文書は皇帝号で統一し、国内だけで天皇号を使用することにしたところ、国内でも勲記などで皇帝号が使用されるようになり、尊号の使用が不統一になった。その問題が大きくなったのは国体明徴運動の時であるが、天皇号使用に異議を唱えた清朝政府が滅んだため、結局、外交文書でも「天皇」と称することにした（昭和11年4月）。日清・日露戦争、第一次世界大戦の宣戦詔書で「大日本帝国皇帝」と記していたのが、大東亜戦争の宣戦詔書で「大日本帝国天皇」となったのは、その故であった、とされる。

以上のように、本論文は、近代日本の立憲制について、条約改正という大目的を達成するために、確かに西欧立憲制を最大限に模して形成されたものであり、その意味において近代法制史研究は西洋立憲主義の強い影響を無視することはできないが、一方で古代以来の律令制の伝統も吸収又は顧慮されていたことを克明に辿ることによって、その特徴を明らかにするためには、律令制の研究もまた不可欠であることを強調するものとなっている。

(続紙 2 )

(論文審査の結果の要旨)

近代日本立憲制に関する研究には、これまで政治史学・憲法史学等を中心に膨大な蓄積があるが、その主要な関心は西洋立憲主義の受容がいかに行われたかという問題の究明に注がれ、日本の立憲制の成立過程について、奈良時代以来明治初年まで続いてきた律令制と関連づけて研究した文献は、実に寥々たるものであると言ってよい。

本論文は、これに対し、近代日本の立憲制について、条約改正達成のために西欧立憲制を模して形成されたという意味で立憲制成立過程の研究は西洋立憲主義の強い影響を無視しえないことは認めつつ、古代以来の律令制の伝統も吸収又は顧慮されていた事実を論証することを通して、律令制の研究もまたその特徴を明らかにするために不可欠であることを強調するものである。これは従来憲政史研究において看過されていた視点であり、ここに本論文がもつ明治初期憲政史研究としての意義と独自性を見ることができる。

その背景には、参考論文として提出された二編の著書、すなわち『近代皇室制度の形成』及び立法資料全集の一環をなす『明治皇室典範』などを上梓し、明治立憲制の形成過程の解明に貢献してきた著者が、そもそも奈良時代から続いてきた律令制が具体的にどのような経緯で変貌を遂げたか、律令制と立憲制との関係はいかなるものであったかという問題意識に立ち至ったことがある。一見啓蒙書的とも評すべき本論文の表題は、実は、それを自覚的に反映させたものに他ならない。

本論文は、また、従来ほとんど学界に知られていなかった副島種臣の実兄、枝吉神陽の思想と教えに着目し、副島のほかその薫陶を受けた江藤新平・大木喬任、そして大隈重信等の政治家が明治政府で活躍したことを跡づけるとともに、いわば佐賀藩の吉田松陰とも称すべき神陽を再発見し、明治初期憲政史の中に然るべき位置を与えることに成功している。この点において、この分野に対する貢献には極めて大きなものがあり、ここにも本論文の意義と独自性を見出すことができる。とくに国学的伝統を重視する枝吉神陽の思想とその系譜を詳細に追った本論文の第一章は、圧巻というべきである。

もっとも、近代日本の立憲制成立過程における律令制研究の必要性を説く本論文の視点について、完全に著者独自のものとまで評することはできない。律令制の重要性は、著者にとって瀧川政次郎・坂本太郎両氏を中心とする律令研究会を通して得られたが、近現代史までを視野に入れた国家論的な観点から律令制は明治初年まで続いていたとする主張は、早くから上山春平氏などによっても説かれていたからである。事実、本論文の視点がその主張に共感し、その刺戟を受けて形成されたことは、著者自身認めるところである。

とはいえ、自ら発見した国学者・枝吉神陽を基点とし、その系譜に連なる政治家等の思想と実践を克明に辿るとともに、明治初期の法制官僚がいわば律令の眼を通して西欧法を捉えようとしたことを浮き彫りにした著者の業績は、明治初期憲政史研究に新たな視点を提供するものとして、やはり高い学術的評価に値すると言わなくてはならない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するのに相応しいものと認められる。

なお、平成22年11月10日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。